

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空家等管理活用支援法人指定(更新)申請書(様式第1号。次条において「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書類
- (5) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (6) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書類
- (7) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (8) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は公益財団法人であること。
- (2) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (3) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (4) 第10条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 安中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 役員のうちに次のアからエまでのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

2 市長は、申請者を支援法人として指定をする場合は空家等管理活用支援法人指定(更新)通知書(様式第2号)により、指定をしない場合は空家等管理活用支援法人不指定(更新)通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請書の記載事項に不備があるとき、前条第2項に掲げる書類が添付されていないとき又はその他の申請の形式上の要件に適合しないときは、補正を求めることなく、当該申請に係る指定をしない旨の決定を行うものとする。ただし、明白な誤字、脱字その他の軽微な不備については、申請者へ補正を求め、又は職権により補正することができる。

(指定の有効期間及び更新)

第5条 前条第1項に規定する支援法人の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内において市長が定める。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあつて、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の2箇月前から1箇月前までの間に指定の更新申請をしなければならない。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第3条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項及び第3項本文中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。

(名称等の変更)

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、業務変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称、商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた日を公示するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 支援法人は、法第24条各号に規定する業務の実施状況について、報告をする年度ごとに、業務実施状況報告書(様式第7号)を作成し、当該年度の翌年度の4月末日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講じるべきことを命じることができる。

(指定の取消し)

第10条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第4条第1項各号(第4号を除く。)に掲げるいずれかの要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第4条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書(様式第8号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

空家等管理活用支援法人指定(更新)申請書

年 月 日

(宛先) 安中市長

(申請者)

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記のとおり、誓約事項を誓約の上、申請します。

記

誓約事項

- (1) 安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (2) 役員のうちに次のアからエまでのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(添付書類)

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書類
- 5 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- 6 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書類
- 7 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 8 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 9 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

安中市長 印

空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定（更新）します。

記

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定に当たっての要件その他の事項

以上

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

安中市長 印

空家等管理活用支援法人不指定(更新)通知書

年 月 日付けの空家等管理活用支援法人の指定(更新)申請については、次の理由により指定(更新)しないことに決定しましたので通知します。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、安中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安中市を被告として(訴訟において安中市を代表する者は安中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号(第6条関係)

名称等変更届出書

年 月 日

(宛先) 安中市長

(空家等管理活用支援法人の名称又は商号)

(代表者氏名)

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する口に、レ印を記入してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

業務変更届出書

年 月 日

（宛先） 安中市長

（空家等管理活用支援法人の名称又は商号）

（代表者氏名）

安中市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 6 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 6 号（第 7 条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

（宛先）安中市長

（空家等管理活用支援法人の名称又は商号）

（代表者氏名）

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、安中市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 7 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

廃 止 日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 7 号（第 8 条関係）

業務実施状況報告書

年 月 日

（宛先） 安中市長

（空家等管理活用支援法人の名称又は商号）

（代表者氏名）

安中市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

実施年度	
実施状況	

※ 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、添付してください。
※ 実施状況が分かる資料がある場合は添付してください。

様式第8号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

安中市長 印

指定取消通知書

安中市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第10条第1項の規定により、次のとおり空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消日	年 月 日
取消しの理由	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、安中市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、安中市を被告として（訴訟において安中市を代表する者は安中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。